

改 正 後	改 正 前
<p>会計を採用している場合の外貨建取引の換算)、13の2-1-4《先物外国為替契約等がある場合の収益、費用の換算等》及び13の2-1-5《前渡金等の振替え》によることに留意する。</p> <p>(注)</p>	<p>場合の収益、費用等の換算》及び13の2-2-4《前渡金等の振替え》によることに留意する。</p> <p>(注)</p>

六 割戻し

改 正 後	改 正 前
<p>第5節 割戻し</p>	<p>第4節 割戻し</p>
<p>(売上割戻しの計上時期)</p> <p><u>2-5-1</u></p>	<p>(売上割戻しの計上時期)</p> <p><u>2-4-1</u></p>
<p>(一定期間支払わない売上割戻しの計上時期)</p> <p><u>2-5-2</u> <u>2-5-1</u> にかかわらず.....</p>	<p>(一定期間支払わない売上割戻しの計上時期)</p> <p><u>2-4-2</u> <u>2-4-1</u> にかかわらず.....</p>
<p>(実質的に利益を享受することの意義)</p> <p><u>2-5-3</u> <u>2-5-2</u> の.....</p>	<p>(実質的に利益を享受することの意義)</p> <p><u>2-4-3</u> <u>2-4-2</u> の.....</p>
<p>(仕入割戻しの計上時期)</p> <p><u>2-5-4</u></p>	<p>(仕入割戻しの計上時期)</p> <p><u>2-4-4</u></p>
<p>(一定期間支払を受けない仕入割戻しの計上時期)</p> <p><u>2-5-5</u> <u>2-5-2</u> の..... <u>2-5-4</u> にかかわらず.....</p> <p>..... <u>2-5-3</u> により.....</p>	<p>(一定期間支払を受けない仕入割戻しの計上時期)</p> <p><u>2-4-5</u> <u>2-4-2</u> の..... <u>2-4-4</u> にかかわらず.....</p> <p>..... <u>2-4-3</u> により.....</p>

(法人が計上しなかった仕入割戻しの処理)

2-5-6 2-5-4 又は 2-5-5 に.....

(法人が計上しなかった仕入割戻しの処理)

2-4-6 2-4-4 又は 2-4-5 に.....

七 その他

改 正 後	改 正 前
<p>第6節 その他</p> <p>(決算締切日)</p> <p><u>2-6-1</u> 法人が、商慣習その他相当の理由により、各事業年度に係る収入及び支出の計算の基礎となる決算締切日を継続してその事業年度終了の日以前おおむね10日以内の一定の日としている場合には、これを認める。</p> <p><u>(注) 法第二編第一章第五款の利益の額又は損失の額の計算の基礎となる日(法第12条第1項ただし書《合同運用信託等》に規定する信託以外の金銭の信託の信託財産に属するものに係る計算の締切日を含む。)を継続してその事業年度終了の日以前おおむね10日以内の一定の日としている場合においても、当該計算の基礎となる日とすることに相当の理由があると認められるときは同様とする。</u></p> <p>(法人の設立期間中の損益の帰属)</p> <p><u>2-6-2</u></p> <p>(質屋営業の利息及び流質物)</p> <p><u>2-6-3</u></p>	<p>第5節 その他</p> <p>(決算締切日)</p> <p><u>2-5-1</u> 法人が、商慣習その他相当の理由により、各事業年度に係る収入及び支出の計算の基礎となる決算締切日を継続してその事業年度終了の日以前おおむね10日以内の一定の日としている場合には、これを認める。</p> <p>(法人の設立期間中の損益の帰属)</p> <p><u>2-5-2</u></p> <p>(質屋営業の利息及び流質物)</p> <p><u>2-5-3</u></p>